

新潟青陵大学短期大学部

平成 30 年度自己点検・評価報告書

令和元年 7 月

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

<現状>

新潟青陵大学短期大学部（以下本学）の建学の精神は、「実学教育」の教育理念を教育の基盤とし、「良識ある社会人としての教養と、専門的、職業的な知識と技術を収めさせ、豊かな人間性と創造的な研究心を養い、世界の平和と文化の向上に貢献することのできる人材を育成する。」である。この建学の精神に基づく教育目的は、教育基本法及び私立学校法の精神にも基づき、本学学則第1条に明示している。

この建学の精神と理念は、学園ホームページ、学生便覧（ウェブサイト）等に掲載し、学生への周知及び高等学校訪問時に説明をするなど、広く学内外に発信している。

学生へは、新入生オリエンテーション等において、本学の建学の精神、教育理念、教育方針、教育目標の説明を行い周知に努めている。また、本学はビジネスをベースとした人間総合コース、介護福祉コース及び幼児教育学科で構成されていることから、それぞれのステークホルダーである、新潟県中小企業団体中央会、新潟県中小企業家同友会代表、介護福祉施設長、幼稚園長等との意見交換会の機会を設けているが、事前に大学案内等を送付し、当日は、最初に本学の建学の精神について説明し理解を得よう努めている。

校内教職員は、学生便覧等で建学の精神については熟知しているが、年度の第1回教授会において、学長により改めて周知している。

建学の精神は、教育活動の核心部分であることから、次年度の教育課程編成前に、各学科で確認し、教授会で最終確認を行っている。

[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<現状>

高等教育機関として地域貢献を推進するため、学内に地域貢献センターを設置し、継続して地域のニーズに合った講座等の企画・運営に力を入れてきている。平成30年度も教員個人企画による公開講座のほか、センターによる企画講座として「ふわりとつつむ新潟青陵インクルージング講座」を4回実施し、述べ269人の市民参加があった。また、地域社会に開かれた大学として、継続的・体系的な生涯学習の提供を目的に、社会人が関心のある授業を受講できる特別受講制度を設けており、平成30年度は、短期大学部で6科目、延べ8人の受講があった。

包括連携協定を結んだ阿賀町との協議の中で、阿賀町を代表する行事の一つである「狐の嫁入り行列」に学生（大学：16人、短期大学部：4人）が参加するとともに、阿賀町立三川中学校との合唱を通じた交流も継続し、平成30年10月の「第27回合唱組曲阿賀野川を歌いつぐ会」に幼児教育学科18人が参加した。

ボランティア活動については、学生の主体的な活動になるよう「学生ボランティアコーディネーター育成事業」をボランティアセンターの教職員が中心となって進めており、

平成30年度は短大生・大学生30人がコーディネーターとして、多くの地域活動に参加した。なお、2018年度はコーディネーターを含めて延べ277人がボランティア活動に参加した。

<建学の精神の課題>

自治体等との包括連携協定を締結しているが、阿賀町以外の提携先との具体的な連携はまだ少ないことから、さらなる連携を進める。

公開講座の実施や、ボランティア活動、メディアミックス事業など、地域に根差した活動を行っているが、それらの情報発信がまだまだ十分とは言えない。引き続き、情報発信を行いつつ、本学の認知度の上昇も視野に入れた地域貢献活動を行っていく為に、教職員の地域貢献意識を高めていく。

<建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<現状>

人間総合学科、幼児教育学科とも、建学の精神である「実学教育」の教育理念に基づき、各学科の教育目的・目標を確立している。

人間総合学科では、「学則」の総則、第3条第2項において、「人生に目的（志）を持ち、それを実現するに十分な表現能力や豊かな感性とライフサイクルに対応して地域社会に貢献できる知識や技術（多様な資格と検定）を身につけた人材を養成することにある」と教育目的を定めている。また、学科の教育目標も、「これまでに短期大学が果たしてきた教養教育の伝統を生かしつつ、職業教育、専門教育にも重点を置き、これからの時代にふさわしい知的応用力のある職業人養成を行う。またキャリア教育を充実させ、地域に貢献できるケアのこころと就業力を兼ね備えた人材の育成を目指している。」と学生便覧に記載している。

幼児教育学科においても、「学則」の総則、第3条第3項において、「幼児教育分野における実践的教育を通して、万物に対する深い愛と広い視野、豊かな感性をもって保育を創造することができる専門家を養成することにある」と教育目的を定めている。また、学科の教育目標として、「子どもの気持ちに寄り添いながら、その健やかな成長と発達を支援し、子どもの最善の利益を尊重する保育者として、地域の人々や関連する機関と連携して様々な問題を解決することができる専門的職業人を育成すること」を学生便覧に掲載している。

これらの教育目的・目標を達成するために、両学科は三つのポリシーを定め、学生便

覧（ウェブサイト）、学園ホームページやキャンパス・ガイド等に掲載し、学内外に広く表明している。特に、受験生については、高等学校訪問、オープンキャンパス及び学校説明会において、また、新入生については入学前教育やオリエンテーションの際に、再度周知する機会を設けている。

また、人間総合学科では、学科の教育目的・目標に基づく人材養成が変化する地域・社会の要請に応じているかについて、各履修コースで検討し、学科会議において次年度の教育課程全体の編成についての協議に反映させている。幼児教育学科においても、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかについての協議とともに、学科会議のシラバス検討会を毎月開催し、アクティブ・ラーニングの取り組み等学生の主体的・能動的な学びになっているかを定期的に点検し、関連する授業担当者との共通認識を図り、教育課程編成に役立てている。さらに、実習園との「実習連絡会議」を12月に開催し、学生の主体的な実習となるよう実習園との協働性において連携を図った。

2018年8月に開催した「学外有識者との意見交換会」では、各学科の3つのポリシーに基づく教育課程編成に関する意見交換、並びに、様々な職場で求められている人材の資質等につき意見交換を行い、次年度の教育課程編成に役立てた。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

<現状>

短期大学としての学習成果を、本学の建学の精神である「実学教育」に基づき、ディプロマ・ポリシーとして定め、両学科における資格取得に反映させている。

すなわち、人間総合学科では、学科の教育目標としての「様々なライフスタイルに対応し、かつ多様な分野で活躍できる人材の養成」に基づきディプロマ・ポリシーを定め、人間総合コースにおける各種資格取得並びに介護福祉コースにおける介護福祉士資格取得を可能としている。幼児教育学科においても、学科の教育目標である「子どもの気持ちに寄り添いながら、その健やかな成長と発達を支援し、子どもの最善の利益を尊重する保育者として、地域の人々や関連する機関と連携して様々な問題を解決することができる専門的職業人を育成すること」に基づきディプロマ・ポリシーを定め、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格取得を可能としている。

さらに、新潟大学を事業推進代表者とする、文部科学省平成 27 年度地（知）の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+) 『「ひと・まち・しごと」創生を循環させるNIIGATA 人材の育成と定着』の参加大学として、専門人材認定制度事業を推進している。平成30年度においても「にいがたマインド学生マイスター」プログラムに取り組み、マイスターとして7人を認定した。

これらの学習成果については、各種資格取得状況と就職内定状況の把握を随時行い、学科会議、教授会で報告するとともに、年度末の結果を整理し、本学ホームページ、キャンパス・ガイド、平成30年度青陵学園事業報告書に記載し、学内外に表明している。

また、「学校教育法、短期大学規定」に照らし、教育の質向上・充実、及び進路・支援する資格との関連性などから学習成果を次年度教育課程編成に当たって点検している。また、学生による「授業アンケート」を全科目実施し、全教職員を対象とした「授

業公開」及び「授業見学」を行い、PDCAサイクルに則り、次年度の授業計画に反映させ、定期的に授業改善を行っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<現状>

各学科の教育目的・方針に則り、人間総合学科・人間総合コース、同学科・介護福祉コース、幼児教育学科において、3つの方針を関連付け、2017年に一体的に定めた。その過程において、ディプロマ・ポリシーについては人材養成に求められている学士力との関連、そして、アドミッション・ポリシーについては「学力の3要素」も念頭に置き、各学科で協議し、教授会で決定した。その後、毎年、各学科会議で見直しの検討を行い、教授会で確認を行っている。平成30年度は、幼児教育学科において、カリキュラム・ポリシーを、9項目の内容から8項目へと集約した。

カリキュラム・ポリシーに則り授業科目を開設しており、各授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーとの関連から学生の学習目標を定め、それに則って成績評価を行っている。また、教育活動の成果発表として、幼児教育学科では「卒業研究発表会」を毎年実施しており、毎年2月に開催される全国保育士養成協議会関東ブロック学生発表会でも発表する機会を設けている。2018年度は2チームが発表を行った。人間総合学科2年次学生による以下の発表を毎年実施している。アパレルデザイン実習（人間総合コース）の成果発表としてのファッションショーを市内のホテルで2018年12月に、また、介護課程展開事例報告会（介護福祉コース）を公開で学内において2018年2月に実施した。

これらの3つの方針は、学生便覧（ウェブサイト）や本学ホームページ、キャンパス・ガイド等において学内外に表明している。

<教育の効果の特記事項>

COC+事業の参加大学として、「にいがたマインド学生マイスター」の教育プログラムに取り組み、地域に貢献できる人材養成に力を入れている。次年度、認定者が増えるよう引き続き支援を行っていく。

<教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<現状>

平成4年に制定した「自己点検・評価・FDに関する規程」を見直し、平成27年に「自己点検・評価委員会」と「FD委員会」に分け、それぞれの規定及び組織を整備し、活動の充実に努めた。

4月末までに点検項目についての前年度の自己点検を行い、それをもとに平成29年度自己点検・評価報告書を作成し、教授会に報告するとともに、ホームページで公表した。自己点検・評価委員会では、中期計画（2018年度～2022年度）の進捗状況を定期的に確認し、遅れている計画や新たな課題を協議している。

また、教員評価（各教員による自己評価及び学長による評価）及び平成30年度から実施したティーチング・ポートフォリオの作成により、自己点検・評価活動に全教員が関与している。

平成28年度に連携協定を締結した中部学院大学短期大学部とは、定期的に情報交換・協議を進めてきている。平成30年度は、両大学の自己点検・評価書についての意見交換をもとに相互評価報告書としてまとめ、一般財団法人短期大学基準協会に提出した。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

<現状>

ディプロマ、カリキュラム、アドミSSIONの3つのポリシーに基づき、機関レベル（短期大学部）、教育課程レベル（学科、コース）、科目レベルの3段階で学修成果等を検証するため、平成30年度にアセスメント・ポリシーを策定し、これらの教育活動の一層の充実に向けてFD研修会の実施に加え、学生FDを試行的に実施した。

また、学修成果を焦点とする査定の手段として、一般財団法人短期大学基準協会が主催している短期大学生調査に平成28年より参加・協力し学修成果・学生生活に関するデータを得ている。内容は学修行動から大学生生活満足度まで多岐にわたるが、他大学や全国平均との比較を行うことにより、内部質保証の基盤のひとつとしている。平成30年度の調査では、本学での「学び」に対する総合評価として7割強の学生が「十分・少し学べている」という肯定的な評価をしており、全国平均値（5割強）との差が顕著である。また、同調査については、同時に毎年学生の全員がほぼ参加し、IDによって照合できることから、学年が上がるにつれての経年変化を比較することが可能となっている。さらに幼児教育学科においては一般的な短期大学生調査に加えて、標準化された学修成果の測定の一貫として「保育者効力感」を学期ごとに実施しており、実習や授業の経験を経た学生の変化を理解する一助としている。

こうした査定の方法に関しては、運営会議、自己点検・評価委員会において審議し定

期的に検討を行っている。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用については、平成24年よりPDCAサイクルシートを作成し、学期ごとの授業評価結果に基づいてそれぞれの授業担当者が授業運営における課題を挙げ、具体的な改善策を明示し記入することとしている。このことを持続的に行うことによってPDCAサイクルを活用している。

カリキュラムや学科の体制等に関しては学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。平成30年度は、幼児教育学科においては教員免許授与機関として再課程認定の審査を受け、認定を受けた。また新しい保育士養成校の施設基準の変更に対応して、カリキュラムなどを変更し新潟県より保育士養成課程の認定を受けた。

<内部質保証の課題>

自己点検・評価活動に全教員が関与しているが、職員については一部に留まっている。内部質保証の観点から、関与が望まれる職員についての検討が必要である。また、高等学校など学外者に対しては、自己点検・評価報告書を学園評議会などで報告しているが、報告書作成過程で意見聴取の機会を設けることで、課題を明確にすることができると考える。

<内部質保証の特記事項>

特になし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針については、学科・コースごとにカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを掲げ、学生便覧・ホームページ等で公表している。このことによって学生その他ステークホルダーにも周知し、教育・評価を実施していくことを教職員ともども共有し、それぞれの学習成果に対応させている。

こうした対応を客観的に保証する条件として、学則上で卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に規定しており、学生便覧などに掲載し学生への周知を図るとともに、各学科においても定期的にその内容を確認・検討している。

それぞれの学科・コースの卒業認定・学位授与の方針については短期大学設置基準や厚生労働省などの指定規則等に従うように作成・検討しており、実際にこれらの免許・資格を活かした進路に多くの学生が進んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、卒業認定・学位授与の方針に対応させるべく構想されており、短期大学設置基準に合致するよう体系的に編成している。また、その見直しについても定期的に各学科会議で検討し、変更がある場合には、最終的に教授会で承認されることとなっている。具体的には、学則第9条、学則施行細則、学生便覧などにその内容を明示している。

各学科・コースの教育課程は、それぞれの学習成果に対応した授業科目群から編成されており、卒業までに無理のないように履修できるよう単位の実質化を図るとともに、CAP制を導入し、各学期で取得できる単位数の上限を定めている。具体的には学則第17条、履修規定、学生便覧中の教育課程表、履修の手引き、資格取得カリキュラム案内などに掲載している。

成績評価については、学修成果の獲得を短期大学設置基準等に適合するよう、公平公正なものになるよう努め、学生の学習への取組みを単位取得状況や出欠の状況などをシステム上で把握し、関係部局で確認している。最終的な成績・卒業判定は関係部局で検討のうえ、教授会で報告され、承認を受けることとなっている。また、各授業科目のシラバスには学習成果、授業内容、準備学習の内容と時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書などの情報を記載することとし、学生にも適切な評価基準が適用されていることを周知する一助となっている。

それらの教育課程を担当する教員の資格保障については、短期大学設置基準の教員資格のもとに教員選考基準を設けており、教員の採用・昇任を厳正に行い、各学科の教員配置を適切に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<現状>

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成しており、人間総合学科においては「ベーシックフィールド」、幼児教育学科においては「一般教育科目」として、専門科目以外に自分の興味関心にしたがって教養科目の内容を選択できることや、学位授与の条件に含めるなど実施体制も確立している。

具体的には、教養教育では、高大接続の理念を踏まえ、大学での学びへの導入教育となる「基礎ゼミ」を必修科目としたうえで、偏りなく幅広い分野での履修を推奨し、各専門教育へ繋がるように教育課程を編成し、指導にあたっている。さらに、こうした教育課程については、学生便覧中のカリキュラムマップ等で示し、周知を図っている。

教員が担当している授業に関しては、学生からの授業評価結果を受けた改善計画を策定することとし、継続的にPDCAサイクルをまわして、教養教育においてもその効果の測定・評価・改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<現状>

学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確であるか、については幼児教育学科はもとより、人間総合学科においては、「ベーシックフィールド」内に「キャリアデザイン入門」から「キャリアサポート」といった職業教育科目から、「インターンシップ」をはじめとする体験科目を纏めた「キャリアユニット」を配して、専門課程との円滑な接続を図る教育課程の編成を行っている。このことは両学科の教育課程表並びにカリキュラムマップにおいて明示されている。

また、幼児教育学科では、公立の幼稚園・保育園を希望する学生が4割前後いることから、公務員対策講座を複数開設し、選択できるように配慮している。

職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいるかについては、両学科共に年度末に実施する「学生アンケート調査」において各種職業科目についての学生の評価がなされている。当該学生アンケート調査結果に示された改善点については、各職業科目の内容の検討に活かし、次年度に繋げている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

本学の入学者受入れ方針については、両学科とも教育方針・教育目標・学習成果を反映したものを設定し、さらに入学前の学習成果の把握・評価を明示したうえで、短期大学部ホームページほかで公表している。

入学者選抜の方法（推薦、一般、A0選抜等）は、入学者受入れの方針に対応させたいうで、学生募集要項に明示している。

高大接続の観点により、A0入試、推薦入試、一期試験、二期試験と3種類4回にわたる多様な選抜を行い、それぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。さらに2021年度入試改革への対応を開始した。

授業料、その他入学に必要な経費については、学生募集要項に明示している。

アドミッション・オフィス等については、入試広報課を設けアドミッション・オフィス業務に当たっている。

受験の問い合わせなどに対しては、入試広報課で適切に対応している。

入学者受入れの方針については、入試広報課の高校訪問のほか、高等学校教員を対象とした説明会、外部有識者との意見交換会等において関係者からの意見聴取を実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

<現状>

短期大学及び学科・専攻課程の学習成果については、学生便覧、履修の手引きに具体的な履修手続き・卒業時の条件などとともに記載しており、さらにカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーによって明確にしている。

教育課程の中では、各種資格や免許取得が卒業と同時に獲得できるよう配慮のうえ編成しており、学生に対しては履修に関して周知し、毎学期オリエンテーションを行い、点検指導を行っている。

こうした学習成果は、各種資格、免許取得状況に反映され、進路にも繋がっている。人間総合学科人間総合コースでは、学科の認定資格であるビジネス実務士（140人）、2級衣料管理士（8人）、フードスペシャリスト資格（7人）、観光ビジネス実務士（21人）、また、検定試験受験により取得可能なカラーコーディネーター、医療事務、国内旅行業務取扱管理者等々の資格を取得し、多種多様な就職を果たした（就職率99.5%）。介護福祉コースでは、「日本介護福祉養成施設協会 学力評価試験」に25人の卒業生が合格し、卒業生全員が福祉（介護）職に就職できた。

幼児教育学科では、幼稚園Ⅱ種免許を129人、保育士資格を130人が取得し、幼稚園へ3人、保育園・保育所へ83人、認定こども園へ33人、施設（保育士）へ5人、一般企業へ2人が就職し、前年度までと同様、就職率100%を達成した。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<現状>

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みに関しては、学生カルテに集約された個々の学生のポートフォリオを整備しており、それらのデータを集約して、GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率などを算出して管理している。また、学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや海外留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率などの各種データについては、教授会、各種委員会に報告され、承認・検討が行われている。これらの各種資格、免許取得率や就職率などの情報については本学のパンフレットやホームページ上で公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

<現状>

「卒業生の就労実態に関するアンケート調査」を定期的実施することで、卒業生の進路先からの評価を聴取し、その結果の分析を行っているが、平成30年度は当該調査を実施できなかった。

<教育課程の課題>

入試広報課を設けアドミッション・オフィス業務に当たっているが、具体的な業務内容については検討中である。また、入学者受入れの方針については、高校訪問ほかで関係者からの意見聴取を実施しているが、組織的な実施と点検作業の具体案の検討が課題

である。

また、平成30年度に「卒業生の就労実態に関するアンケート調査」が実施できなかったが、令和元年度の調査を計画中である。

<教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

<現状>

各教員は、担当する授業に関して、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価し、GPA分布などを参照することによって、学生の学習成果の獲得状況を適切に把握している。また学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。平成29年度より学期末の授業評価に加えて、専任教員の担当する一部の授業において中間評価を行っており、その効果を検証しつつある。

また、定期的に授業公開・見学を実施し、各学科単位にシラバス検討会を行い、授業内容について授業担当者間の意思の疎通、協力・調整を図っている。教授会においては、資格取得状況、就職・進学状況等報告し、教員が学科に所属する学生全体の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

学生に対する履修、および卒業に至る指導に関して、教員は、10数人程度を1単位とするアドバイザーグループを担当し、きめ細かい指導助言体制をとっている。またそれぞれの問題について教務委員会・学生委員会でバックアップ体制をとっている。

事務職員は、学習成果の獲得状況を把握し、学生の学習成果を認識しており、教員と連携して学生支援を行っている。成績評価、卒業判定や資格取得、就職・進学状況に係る資料作成作業を通じて学習成果の獲得に貢献している。これらの職務に当たり、学則、教育課程、各資格に関する規定等を熟知し、組織規程の事務分掌により、履修指導や成績記録の適切な保管を行っている。これらの事務職員の学生支援について、毎年実施している学生満足度調査において、職員はそのサービスにおいて高い評価を得ている。教職員は、授業等で図書館利用方法や文献検索方法を学生に教授し、また、図書館で実際に検索の演習も行っている。また、図書館職員は、教員の求めに応じて随時授業に向いて指導を行っている。

図書館では、学生が良く利用する資料を分野別に配架したり、シラバス掲載の参考書をシラバスシステムと連携して検索できるようにするなど、学生が学習に必要な資料にアクセスし易い環境を整えている。また、電子ジャーナルや電子ブックを導入して、学生がいつでも資料にアクセスできるようにしている。

学生の多様な学修スタイルに対応できるよう図書館内のラーニングcommonsやプレ

ゼンサークル等の学習施設を整え、学習空間の利用向上のための整備等を常に行っている。

教職員が業務運用する教学支援基幹システム、ポータルサイト（N-COMPASS）を更新し、学生・教職員ユーザーの教学学生支援にかかる利便性向上を図った。ポータルサイト（N-COMPASS）は履修登録、成績確認、シラバス検索、eラーニングシステム、WEB申請システム等のインターフェースとして重要な役割を担っている。

また、全学生にパソコン無償配付し、無線LAN環境を提供するとともに、学生は授業等で日常的にコンピュータを活用することで、情報機器活用リテラシーを高めることに寄与している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<現状>

入学手続き者全員に、入学までに授業や学生生活についての情報についての文書を配布するほか、受験区分ごとに入学前教育の一環として学習課題の提示、情報の提供などを行っている。入学後は一週間程度時間をとり、学習・学生生活のためのオリエンテーションを行っている。このオリエンテーションで学生便覧・履修の手引きなどの配布・閲覧・説明を行い、学習成果の獲得に向けて学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法（一部は基礎ゼミ内で行う）や科目選択のためのガイダンス等を行っている。

基礎学力が不足する学生に対しては、教養演習Ⅰ・Ⅱ（人間総合学科）、教養Ⅰ・Ⅱ（幼児教育学科）の授業においてプレースメントテストを実施し習熟度別クラス編成を行うほか、アドバイザー制度や学内独自の相談体制（学内教員が担当する学生相談体制に加えて、直接学内の教育評価に携わらない専門家によって運営されるキャンパスライフサポートなど）など学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。一方で、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援については、GPA制度とCAP制が全面実施されたことにより、優れた学業成績を修めた学生は同一学期内でほかの学生よりも多くの単位取得が可能となるように配慮している。また、必要に応じて留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

こうした履修状況・学習成果の情報については学生カルテ上に情報を集約し、GPA制度、CAP制度が全面実施されたことにより、学習成果の達成度合に応じて（たとえば、GPAが2.0未満などの基準以下の学生に対してはアドバイザーからの個別履修指導を行うなど）履修プランを提案することが可能になるなど、質的・量的データに基づき学習支援方策を点検している。

以上の取り組みにより学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っているといえる。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<現状>

生活支援については、学生委員会、学務課を備え、組織的に学生支援に取り組んでいる。

学生の社会的活動を積極的に支援できるよう学生の課外活動による期末試験および授業の欠席に関するガイドラインならびにシシステムを定めた。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するために実施したアンケートに基づく改善策を公表し、学生の授業時間外の居住空間の拡充などのキャンパス・アメニティ改善を行った。

宿舎が必要な学生に対しては、指定学生寮を用意し対応している（平成30年度1年生6人、2年生3人）。また、本学独自の奨学金（授業料減免制度）の募集を入学前に先行し、納入費用との相殺による入学者の負担減を実施している。

健康管理センター関係規定とキャンパスサポート室運営体制の見直しを行った。

「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針」に基づき特別な配慮を求める学生に対するカウンセリングと必要な配慮を行った。障がいのある学生など配慮を必要としている学生に対し入学前に学校側で準備ができるよう、事前のアンケートを行うよう制度化した。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

<現状>

大学・短大一体とする「キャリア委員会」を設置し、一定数の当該委員会構成委員を学内で委嘱し、月1回を基本として定期的に就職・進路についての情報共有並びに意見交換を行っている。

就職支援の為の施設として就職支援室をキャリア支援課内に設置し、常勤のカウンセラー（キャリアカウンセラー）を複数人配置し、学生との相談窓口としての機能を果たしている。

キャリアセンター主導の下、多くの各種資格・就職支援対策講座を開講し、二年次学生対象としては、キャリアセンター職員との面談を義務付けると共に、各アドバイザーとの面接も行うことで、学生とアドバイザー、そしてキャリアセンターの三者が連携しての就職活動を始めた職業又は社会生活に必要な能力の育成に携わることができるようになっている。

進路決定状況について、毎月の教授会において定期的に報告があり、全教職員でその状況を共有している。その報告をもとに、ゼミなどを通じての学生に対する情報提供や相談に対応することで就職支援に活用している。

進学（四年制大学編入学）、留学に対する支援については、教育課程に専門科目の設置ならびに専任の教員による指導を徹底している。進学については、特に人間総合学科では入学当初より希望者向けのガイダンス授業や試験対策授業を設定し、編入学試験の内容によっては、個別での指導も行っている。こうした指導により、平成30年度卒業生では、国立大学2人を含む13人の卒業生が大学に進学した。また、高大連携や編入学等への支援増強のための組織作りを次年度に向けて決定した。一方、留学については、過去15年以上にわたり、米国ワシントン州の姉妹校であるグリーン・リバー・カレッジの英語集中課程に学生を派遣している。留学希望者については、留学先の職員に来学してもらってのオリエンテーションをはじめ、効果の高い留学体験のための事前・事後指導を実施している。こうした指導のもと、平成30年度には人間総合

学科1年生3人が6ヶ月間にわたって留学した。なお、平成30年度には該当者はいなかったが、卒業後に海外への留学を希望する学生についても、希望に応じて適宜指導を行っている。

<学生支援の課題>

授業内容について、授業担当者間の意思の疎通、協力・調整を図っているが、非常勤講師との連携をさらに進め、両者で共通認識を持つことが課題である。

<学生支援の特記事項>

授業評価アンケートを学期末だけでなく、中間にも実施し、該当授業の残り半分での授業改善に資するようにし、学習成果の獲得向上に貢献することができた。

障がいのある学生など特別な配慮を必要とする学生数が増加傾向にあり、入学後の対応に遅れを生じないように、当該学生に対し入学前に学校側で準備ができるよう、事前のアンケートを行うよう制度化した。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

<現状>

大学及び学科の教員組織は適切に編成され、専任教員は短期大学設置基準に定める必要人数を満たしている。幼児教育学科においては、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格が取得できるよう、それぞれの基準を満たすよう、また、人間総合学科においては、各履修コースで取得可能な資格取得に向けた教員組織を編成している。

専任教員の職位は、短大設置基準を基に「新潟青陵大学短期大学部教員選考に関する規程」を設け、採用及び昇任人事を行っている。また、教員の教育・研究業績等をホームページで公開している。

専任教員は、学習成果を向上させるために、シラバスを再検討し、当該検討会等を行っている。非常勤教員についても適宜的確な人選を行っている。

次年度の教育課程編成・実施の方針を検討し、それに基づいた専任教員の配置、および必要な非常勤教員を検討し配置している。非常勤教員の採用は、短期大学設置基準の規定を遵守し、その授業科目担当に係る研究業績・経験等をもとに決定している。

また、学科、コースの教育課程編成・実施の方針の基づき、実験・実習担当の実習助手1人、特任助教2人を配置してきているが、より充実を図るため、次年度から人間総合コースのファッション・インテリアコース及び介護福祉コースの補助教員として実習助

手各 1 人の採用を決定した。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

<現状>

専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針の基づき研究活動を進め、その成果を学会発表、論文発表を行うほか、本学の研究紀要である「新潟青陵大学短期大学部研究報告」にも発表している。また、平成 29 年度より教員評価を導入し、教育・研究・大学運営・社会貢献についての各教員の自己評価をもとに学科長、そして学長が評価し、職務執行の質的向上を目指している。

研究の推進を図るため科学研究費補助金への応募を推奨しているが、応募はあったが平成 30 年度の採用はなかった。

研究活動を推進できるよう研究費に関する規程を定めており、また、研究倫理を遵守するため「研究倫理とコンプライアンスについての説明会」を 10 月教授会後に実施した。

専任教員のための研究室を整備し、研究・研修を行うための研修日を設けている。また、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定は未整備であるが、国際会議に出席しやすいよう、次年度から研究旅費の弾力的な使用ができるよう個人研究費規程の改定を行った。

FD 委員会では、規定に基づき毎月定例の会議と FD 研修会を実施している。平成 30 年度は、例年に引き続き大学と合同の授業公開・見学を実施したほか、FD 研修会を 5 回実施、大学教育の質的転換に向けた動向、アクティブ・ラーニングに有益なツールの研修、学習成果の可視化等を取りあげた。

アドバイザー制度を設け、学生の履修状況を把握しながら学生生活全般について相談・助言を行っている。学習成果の獲得については、特に学務課との連携のほか、学科会議でも情報共有し、学習成果の獲得が向上するよう連携を密にしている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

<現状>

職員の業務上の根拠となる事務関係諸規程には、学校法人新潟青陵学園組織規程、新潟青陵大学短期大学組織規程があり、規程は業務遂行の上で不足なく整備している。

学校法人新潟青陵学園組織規程、新潟青陵大学短期大学組織規程により、法人本部ならびに短期大学部事務部内の部門担当責任者を明確にしており、担当業務についても、各部門の役割・責務を上記規程において明確にしている。会計経理事務職員や司書・キャリアカウンセラー資格取得者等、専門的な職能を有する人材を各部署に配置している。各職員は担当業務遂行のための知識の習得に努め、業務を支障なく遂行しており、事務をつかさどる専門的な職能を有しているものと評価している。また、学外での研修に参加し、研鑽に努めている。

職員の配置については、個々の能力や適性を考慮した上で、担当部署に配属している。また、適宜、人事異動を行い、能力や適性を十分発揮できるよう努めている。

事務室、情報機器などハード面における環境は、十分に整備している。

防災対策に関しては、「火災、その他災害発生時の教職員行動マニュアル等」を整備し、法令に基づく消防用設備等の点検整備、全教職員及び学生が参加する避難訓練、教職員対象の救急法講習等が適切に実施している。

情報セキュリティについては、専門部署である国際コミュニケーションセンター (ICC) にてコンピュータの脆弱性やその対処方法、システムの更新などに関する情報提供を行っているほか、ネットワークについては、ファイアーウォールを導入しており、外部からの不正アクセスに備えているほか、学内ネットワークにアクセスするコンピュータについては、本学が指定するウイルスソフトのインストールを義務付けるなど対策を講じている。OS やソフトウェアについては、サポート期限が有効なバージョンを使用し、必要に応じてバージョンアップを行っている。また、情報セキュリティ基本規程、情報格付け規程を整備し、教職員の情報管理を徹底している。

SD 活動では、職員が自主的に研究会を組織し、研修・情報共有、東京造形大学や新潟市内の連携大学と継続的な交流・合同研修等に積極的に取り組んでいるほか、職員の自主的なSD活動企画の支援のための企画募集・予算付与等も行っている。また、個人の活動も毎年点検・評価するとともに、教育支援のための各種施策、個人の能力開発・資質向上のための研修等、事務職員の職業的能力の専門性向上に努めている。また、SDの義務化に伴い、全教職員を対象とした研修会を平成31年3月に実施している。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、隔週で開催される主幹以上ミーティングで意見交換を行い、業務の改善・効率化に努めている。

学習成果の獲得を向上させるため、学内の各委員会に事務職員が委員として参加し職員の立場からの意見を述べ、教育活動に反映させることができる組織体制を構築している。学生支援に必要な情報を共有できるポータルサイト (N-compass) を運用することで、教職員は学生カルテや各学生の出欠状況・成績・希望資格等を随時確認し、学生支援に活用している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<現状>

教職員の就業に関する諸規程については、労働基準法89条に基づき、新潟青陵大学短期大学部就業規則をはじめ、下記の規程等を整備している。

- ・新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部教職員倫理規程
- ・新潟青陵大学・短期大学非常勤職員就業規則
- ・新潟青陵大学短期大学部育児休業及び介護休業等に関する規程
- ・新潟青陵大学短期大学部教員選考に関する規程
- ・新潟青陵大学短期大学部特任教授、客員教授及び特任部(課)長に関する規程
- ・新潟青陵大学短期大学部非常勤講師規程
- ・勤務についての指針
- ・新潟青陵大学短期大学部給与規程
- ・新潟青陵大学短期大学部定年及び退職金に関する規程

- ・新潟青陵大学短期大学部教職員の再雇用に関する規程
- ・新潟青陵大学・短期大学無期転換職員就業規則

前述の諸規程については、規則集として全教職員が学内LANで閲覧することができる。また、各棟の事務室には規則集を常時備え付けており、いつでも閲覧可能である。なお、規程の改廃については、そのつど教授会で報告するとともに、必要に応じて学内メール等で教職員への周知を図っている。新規入職者への就業に関する諸規程の周知は、入職時オリエンテーション及び規則集の事前配布等により行っている。

教職員の就業については、新潟青陵大学短期大学部就業規程をはじめ関連規程に基づき、教職員の出勤、勤務時間、休暇、休退職等のサービスに関する事項について出退勤システムによる出退勤時間管理・学内ワークフローシステムによる休暇願等のオンライン申請体制等を整えて適正に管理している。なお、専任教員（助手を除く）は、平成19年度より専門業務型裁量労働制により勤務している。

<人的資源の課題>

特になし。

<人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

新潟青陵大学短期大学部は新潟青陵大学と同じキャンパスにあり、校地は新潟青陵大学と共用している。キャンパスは、水道町キャンパス（中心校地）と立仏キャンパス（屋外運動場）の2カ所あり、校地面積・校舎面積とも短期大学設置基準を充足している。現在、①学生が主体的に学ぶ環境整備、②快適で安全・安心な施設、③風致地区にふさわしく、市民に開かれたキャンパス、のコンセプトのもと、水道町キャンパスの再整備を行っており、平成29年には短大開設時に建築された1・2号館を合築し、新1号館が竣工、キャンパス内の耐震化とバリアフリー化がおおむね完了した。

主要な建物は新1号館・3～6号館の5棟で、全館冷暖房を完備している。校舎には、学科共通で使用する一般教室やPC教室等の他、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う実習室、実験室、演習室等を用意している。これらの各室には、すべて無線LANによりネットワーク接続ができるほか、各学科の教育課程に基づいて授業を行うためのAV機器、備品等を設置している。また、保育士・介護福祉士・衣料管理士等、本学で取得可能な資格に係る基準要件を満たしている。運動施設は、体

育館、6号館1階に体育実技室、屋外テニスコート3面及び立佝キャンパスに屋外運動場（野球場）を用意している。なお、通信による教育を行う学科・専攻課程は有していない。新1号館2階には学生のアクティブ・ラーニングに特化した教室を3室、また、同階にあるプレゼンサークル（フリースペース）及び図書館ラーニング・commonsにも組み合わせ自由なアクティブ・ラーニング対応の机といすや可動式的小型ホワイトボードを複数設置し、ディスカッション等を行いやすい環境を整えている。

併設の新潟青陵大学と共用の図書館は、新1号館の1・2階に設置され、十分な面積と席数、蔵書数を備えている。図書館の入館口は、学生玄関を入れてすぐ横にあり、これにより、校舎への出入の時に学びを強く意識づけられるとともに、講義室と近接していることで、以前より気軽に図書館を利用できる環境が整えられた。図書館の開架エリアは、通常の図書分類法による配架とは異なり、大学・短期大学部の専門分野別に区切られ、それぞれに授業関連の図書コーナーを設けるなど、学習に必要な資料が探しやすいような工夫や、学術図書を集密書架と個室学習室を配したスペースを設けるなど、エリアにより学びの深さを変える工夫がされている。また、キャリア支援に関する図書は、学生のキャリア教育と就職支援を担当するキャリアセンターに配置するなど、学生が利用しやすい配慮を行っている。

図書館の2階のエリアには前述のラーニング・commonsを併設し、図書館機能と自主的な学びの有機的な結合を図っている。また、図書館やコンピュータヘルプデスクのスタッフが、資料の検索や全員に配付されたノートパソコン等について、それぞれサポートを行うカウンターを設けるなど、学習支援体制も整えている。

図書の選定は、シラバスに掲載されているテキストや参考書、教員から推薦される資料を購入するだけでなく、学科別に担当を決めて図書館職員が学習に必要な資料を積極的に選書して図書館の蔵書を構築している。図書の廃棄については、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部図書館における資料の除籍及び廃棄に関する要領に基づき毎年、複本、内容の古い本を順次チェックして実施している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<現状>

施設設備・物品管理については、新潟青陵学園経理規程、新潟青陵学園固定資産管理規程に基づいた処理が適切に行われている。施設設備の維持管理は、学校法人新潟青陵学園組織規程に基づき、事務局総務管理課が担当し、修繕・維持・管理の発注等を行っている。日常的な施設設備の維持管理は、用務職員が点検・軽微な補修等を行っている。また、館内は清掃職員が毎日清掃し、館内を清潔に保っている。給水設備・消防設備等の巡回点検、空調設備・昇降機設備等の設備機器定期点検業務や環境衛生管理業務及び特殊建築物定期調査などは外部の事業者による業務委託している。教室設備のAV機器や什器は、学務課が担当し、定期的に点検を行い、必要な保守・機器の更新を行っている。情報処理、ネットワーク関係の保守・管理にあつては国際コミュニケーションセンター（ICC）の専門職員が担当し、必要に応じて外部事業者との連携をと

っている。さらに図書情報の保守・管理にあつては、図書館職員がこれを担当し、外部事業者と連携をとり、操作及び運用並びに障害発生時の出張サービスに関する支援を得ている。これらにより、施設設備は適切に管理されている。

防災対策については、災害発生時対策マニュアル要綱に基づき「火災・その他災害発生時の教職員行動マニュアル等」を毎年作成、新潟青陵大学短期大学部消防計画に基づき自衛消防隊を編成し、定期的に全教職員及び学生が参加する避難訓練を実施し、防災に対する意識の高揚を図っている。避難訓練は、平成24年度より火災とともに地震をも想定した避難訓練としたが、海岸部に近いキャンパスであり、平成29年に新潟市の津波ハザードマップが更新され、浸水想定が上方修正されたことから、津波への対応も検討が必要である。防火設備については、消防法に基づく点検を外部委託業者に委託している。また、心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し、教職員を対象として使用方法を含めた救急法についての講習を実施している。

夜間・休日の警備は警備会社に管理を委託しており、教職員証による入退館システムも導入している。火災の発生や校舎への侵入者がある場合は、発火地点や侵入箇所の確認と警察との連携体制をとっていることに加え、警備職員を配置し、定期的に巡回も行って万全を期している。また、学生には、鍵付のロッカーを全員に貸与しているほか、体育館・体育実技室には、ダイヤルロック式の貴重品ロッカーを設置している。

情報セキュリティ対策として、情報セキュリティ基本規程、情報格付け規程を、個人情報については学校法人新潟青陵個人情報保護に関する規程、学校法人新潟青陵学園プライバシーポリシーを整備し、情報保護に努めている。コンピュータ情報セキュリティ対策は国際コミュニケーションセンター（ICC）を中心に対策を講じている。教職員及び学生には個人別パスワードを付与し、ファイアーウォールや本学指定ウイルスソフト（自動アップデート）がインストールされていないコンピュータの使用制限、アクセス権限の設定等により外部からの不正侵入を防いでいる。学内サーバーは定期的にバックアップし、緊急時における迅速なシステム復旧が可能な体制をとっている。

省エネルギー対策については、平成19年度に事務職員によりタスクフォースを組織し、平成20年1月にCO2削減に向けた省エネ・地球環境保全に関する提言をまとめた。現在の本学の省エネルギー・省資源対策はこの提言をベースに実施している。

さらに、使用電力量の低減については、平成23年度よりデマンド監視装置を設置するとともに、校舎を事務各課で分担して管理し、冷暖房や照明の適切な使用に努めている。また、これらの対策は学内構成員の大部分を占める学生の協力が不可欠であるため、毎年新入学生に対しオリエンテーションにて提言の趣旨説明と協力を依頼している。東日本大震災以降は、教育研究に支障をきたさない範囲での照明の間引きの実施、空調や照明のこまめな管理等が学生の協力もあり、さらに徹底した。

<物的資源の課題>

キャンパス再整備計画が途上であり、新築校舎と既存校舎との接続、外構の整備等を引き続き進め、学生の学習環境を整えていく必要がある。

教室等の機器備品については、ICT化の進展や新しい授業形態に柔軟に対応するため

の更新を随時行っていく必要がある。

学内サーバーは、緊急時における迅速なシステム復旧が可能な体制をとっているが、今後はクラウドサーバーの利用等、さらに安全性や完全性を高めた情報の保全体制の構築が必要である。

毎年全教職員及び学生を対象に避難訓練を実施しており、防災意識は醸成されていると思われるが、海岸部に近いキャンパスであることから、津波への対応も検討が必要である。

<物的資源の特記事項>

新1号館の1・2階に図書館を設置し、入口も学生玄関を入れてすぐということもあり、図書館の利用者数が大きく伸びた。さらに、短期大学基準協会による短大生調査結果でも「図書館の施設やサービスに対する満足度」は、「満足」と「やや満足」で80%で、全国平均の50%よりかなり高くなっていた。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

<現状>

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

実習や研究などで使用する各種機器については、機器の特性、取り扱い方法などを適宜学生に説明している。

教職員の業務におけるコンピュータの使用については、情報化推進委員会が方針を決め、全教職員のデスクに業務用パソコンを設置している。教員は教学システム、図書館システム、ウェブ申請システム、N-COMPASS、eラーニングシステム(Moodle等)、eポートフォリオシステムを授業や学校運営のために活用している。また、職員は上記システムに加えて財務システム等を業務のために活用している。

学生の情報システム利用に関しては、情報化推進委員会が方針を決め、学生全員にノートパソコンを貸与している。学生は学内全域で無線LANを使用できる。全員に履修を指導している情報処理関連授業(人間総合学科:情報処理演習Ⅰ、幼児教育学科:情報処理論)で、貸与したノートパソコンの使用法や、学内システム(N-COMPASS、eラーニング、eポートフォリオの使い方を教える他、図書館の職員が学生に対して図書館システムの使い方を教えている。

教職員のコンピュータ利用技術向上に関しては、情報化推進委員会が方針を決め、学生ポータル講習会、eラーニング講習会、eポートフォリオ講習会等の講習会を開催しているほか、新しいシステムが導入されたときには、そのシステムについての講習を関係

する教職員全員に行い、それ以外は、新規に採用された教職員に本学システムの講習を行っている。その際、希望する教職員はその講習会に参加でき、さらに講習会の教材資料は学内ネットワークで閲覧できるようにしているので教職員はいつでも講習会の内容を自習できる体制を整えている。

本学の情報化実施部門である国際コミュニケーションセンター（ICC）では、情報化推進委員会の方針に基づき、ICT 環境の更新・保守・管理を行うとともに、学生・教職員の ICT 活用を支援するためコンピュータヘルプデスクを開設している。

ICC では、常に国内外の大学の情報化の進展に関する情報を収集し、教務・学生・入学試験の各委員会、キャリアセンター、図書館、その他の部署と連携しながら施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

学内のネットワークは、教職員の有線ネットワークが全学に整備されていることに加え、学生に貸与しているノートパソコンが、学内全域でネットワークに接続できるよう無線 LAN アクセスポイントを設置している。学生は学内すべての教室・ゼミ室・研究室で無線 LAN を使用できるが、ノートパソコンのバッテリー充電に供するために一部の教室では、机に電源コンセントが設置されている。情報処理演習等の全員が毎回ノートパソコンを使う授業は、これらの教室で実施する。学内には、教職員及び学生に提供されているパソコンの他に、図書館には図書検索のためのパソコンが 11 台、1 室あるコンピュータ教室には特別なソフトウェアをインストールしたパソコンが 55 台設置されている。

教職員のパソコン及び学生のノートパソコンには、最新のオフィスソフトがインストールされ、また ICC が管理するウィルス対策ソフトが導入されている。新規に採用される教職員と新入生には、メール、N-COMPASS、e ラーニング、図書館システム共通の ID が与えられる。N-COMPASS には一般的な学生ポータルサイトにある機能に加えて、学生カルテ、シラバス検索、授業評価一覧を追加するなど、毎年更新を行っている。e ラーニングシステムとしては Moodle と NetAcademy を使用しているが、いずれもできるだけ新しいバージョンのソフトウェアを導入している。また、学生に貸与したノートパソコンを使ったアクティブ・ラーニングの推進を図るため、平成 29 年度よりロイロノート・スクールの導入を行い、ほぼ 100%の授業でそのアカウントが使用されているほか、電子教科書の導入も徐々に行ってきており、情報機器を使用したアクティブ・ラーニングが推進されてきている。

<技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

技術的資源の活用に関しては、一度整備すればそれで終わりなのではなく、継続的に各資源の状態を確認し、必要があれば更新し続けていくことが主要な課題となる。今後は、学生に配布しているパソコンだけではなく、学生持ち込みのデバイスを対象としてマルチデバイスへの対応を行う基盤整備も必要となる。

スマートフォンやタブレット端末を活用したインタラクティブな授業方法の考案や、学生へのサービス向上と国際的な授業公開の流れへの対応として、授業を動画コンテンツ化し蓄積し公開するシステムの導入も検討する必要がある。

また、教員を対象とした、ICTを活用した学生が望む授業方法の講習が必要である。

図書館に併設されているラーニング・コモンズにおいて、より積極的に学生の学修支援を行う体制を整えていく必要がある。

<技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>
特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

平成28～30年度は、水道町キャンパス再整備事業に係る新校舎建築及び既存校舎取壊し等の教育研究環境の整備充実に重点を置いた大規模な支出を行った。事業活動収支計算においては、収入面は、併設の新潟青陵大学の入学定員増及び青陵高等学校の入学者の増加により増加傾向を示しているが、支出面では、前述のキャンパス再整備に係る校舎改築に伴い減価償却負担が増しているため、教育研究経費・管理経費とも改築前に比べて増加しているが、平成29年度の旧校舎の取り壊しに係る支出が平成30年度は無くなったこともあり、平成30年度の経常収支差額は黒字に転じた。貸借対照表においては、キャンパス再整備の資金を日本私立学校振興・共済事業団及び民間金融機関からの融資と、キャンパス再整備のために積み立てていた特定資産の取り崩しにより充当したことから、特に平成28～29年度にかけて、資産・負債が大幅に変動した。

本学は、教育活動資金収支において毎年度黒字となっている。また、事業活動収支における経常収支差額も前述の既存校舎取壊しに係る収支悪化を除き、収入超過を維持しているため、存続を可能とする財政を維持しているといえ、借入金についても、現状程度の学生確保がなされれば、問題なく返済できる。

退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基準として私立大学退職金財団の掛金と交付金の累積額を調整した額を繰り入れている。

教育研究経費比率は、過去3年間の平均が法人全体37.33%、短期大学部31.20%となっている。これは、キャンパス再整備に係る新校舎建築等に伴う減価償却費の増加及び既存校舎の取り壊しに係る経費の計上の影響もある。

施設設備及び学習資源（図書など）についても、計画的な維持更新並びに更なる充実のための予算の執行を行っており、教育研究活動の質を担保できる資金配分を行っている。

公認会計士の監査意見については、本法人職員だけではなく監事も共有し、適切かつ迅速に対応している。

寄付金については、適時目的を明確にした募集を行い、経理上も適正に処理している。なお、学校債については発行していない、

入学者・収容定員については、両学科とも100～110%の水準を維持しており、教育環境に適合する学生数を維持できているが、人間総合学科介護福祉コースについては、景気動向やイメージにより充足できていない状態が続いている。

本学は、中期計画に基づいた毎年度の事業計画に従って、各部門の予算要求を調整するなどの予算編成業務を行い、理事会・評議員会を経て予算を決定している。また、決定した予算については、教授会及び事務担当部署からの連絡により、事業計画については、本学ホームページへの掲載により教職員に通知されている。

年度予算の執行にあたっては、その時点で真に執行を要するものか否かの検討のため、経費執行向において学校法人新潟青陵学園事務決裁規程により、学長又は理事長までの決裁承認を受けたくえで適正に執行している。また、年2回予算補正を行い、評議員会の意見徴収及び理事会の承認を経て実情に合わせて適切に見直している。

日常的な出納業務は、学校法人会計基準ならびに新潟青陵学園経理規程に従い、複数の担当職員によるダブルチェック体制で厳格に実施の上、法人事務局長を経て理事長に報告している。

資産及び資金の管理と運用は、新潟青陵学園経理規程、学校法人新潟青陵学園資産運用規程、新潟青陵学園固定資産管理規程に従った適切な会計処理により台帳・出納簿などに記録し、適正に管理している。

月次試算表は毎月適時に作成し、法人事務局長を経て、理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<現状>

平成30年度の日本私立学校振興・共済事業団の経営判断に関する資料による経営状態の区分は、「A3」であった。18歳人口の減少、短期大学を取り巻く環境などの外部環境だけでなく内部環境についての危機感を全教職員が共有し、特色を活かした教育研究ならびに社会貢献などに取り組んでいる。

2018年度から2022年度に実行する中期計画として新潟青陵大学短期大学部中期計画を2018年3月に策定し、ホームページにて公表・実行していることで、本学の将来像を明確に示している。

毎年の広報計画において、新潟県内の高校卒業生の動向把握や競合校との比較分析を行うとともに、高校生や高校進路指導担当教員等からの聞き取りを複数回の高校訪問の際に行い、学生募集戦略に取り入れるとともに、全学で共有し、毎年の事業計画、将来計画の参考にもしている。事業計画は、学園全体で毎年作成し、経営状態や前述の環境分析結果を踏まえ、実態に即して作成されている。平成28年度予算からは、事務局で一元的に策定してきた予算を、予算枠内での各部局による管理に変更し、より精緻でコスト抑制効果の高い方式とするとともに、電力料金等固定的経費を見直していくことでコスト削減に努め、キャンパス再整備に係る借入金の返済、教育研究の質的向上を図る継続的投資等に係る財政的基盤の確立に努めている。

学生募集対策は、平成23年度人間総合学科の入学志願者が大幅に低下したことを受け、危機感を持った職員を中心に学生募集戦略検討タスクフォースを立ち上げ、SWOT

分析による弱み・強みの分析、競合する短期大学・専門学校等の状況、新潟県の人口の動態等を詳細に分析するとともに、新潟県内の高校との関係強化に努め、的確なニーズ把握とそれに基づいた情報提供を行う体制を構築することで入学志願者を回復させた。現在は、学生募集広報と入試業務を専門に行う事務組織、入試広報課が設置され、併設の新潟青陵大学と併せて効率よく学生募集活動を行うPDCAサイクルが定着している。

学納金についても、学生募集の現状に合わせて実体に即した予算化を行っている。本学独自の取り組みとして、経済困窮者を対象とした授業料減免措置を継続して実施しているほか、平成29年度より、遠方居住者対象の奨学金制度を新設し、経済的事情で進学をあきらめたり退学する学生を減らす工夫をしている。人事計画については、教育課程及びに学生の人数等を勘案し、適切な採用・配置を行っている。今後も資格担当教員数等法令に配慮しつつも、過不足の無い採用、新陳代謝の促進等を常に意識しながら採用を行っていく。

平成24年度に策定した水道町キャンパス再整備計画を現在進行中である。これまでに、耐震性能が低く老朽化が進行していた校舎の改修・改築が完了し、キャンパス内のバリアフリー化がおおむね完了している。今後は、新校舎と既存校舎の接続による動線整備、外構整備による学生の居場所確保等、整備計画に基づきながらもできるだけコスト削減を図りながら整備を進めていく。

外部資金については、毎年科学研究費獲得のための講習会等を開催し、支援に努めている。平成30年度からは、地元の国立大学法人である新潟大学が行っている研究支援トータルパッケージ（RETOP）に契約し、研究支援や外部資金に関する情報収集等の業務を新潟大学と一部共有している。このように業務の効率化・負担軽減を目指す支援を受けることでさらなる外部資金獲得支援に努めている。

入学者・収容定員については、戦略的な募集活動が奏功し、両学科とも充足を続けているが、人間総合学科介護福祉コースについては、景気動向やイメージにより充足できていない状態が続いている。

教員数は、短期大学設置基準や各種資格取得に係る養成施設基準等により定められた人数以上を配置しているが、学生数などに見合った人員配置は行っていない。また、全体的な経費は学生数に応じて各学科に按分しているが、予算配分については、これまでの実績と事業計画により配分しており、学生数による配分は行っていない。

学内に対する経営情報の公開は、本学ホームページで公開する財務情報及び事業報告書に財務状況の経年比較（5か年間）を記載しているほか、大学・短期大学部の1年間の活動をまとめたYEARBOOKにも財務情報を掲載・配布しており、継続した危機意識の共有が図られている。

< 財的資源の課題 >

現状は、法人全体・短期大学部とも学生確保が堅調に推移しているが、本学及び併設の新潟青陵大学は帰属収入の80%前後を学納金が占めており、財務上は入学者数で収支が直接的に変化する。安定した経営の観点から適正な学生数の確保はもちろんであるが、それ以外の外部資金（寄附金・補助金・事業収入・資産運用収入・雑収入等）

の獲得を図り、収入バランスの改善を行なっていく必要がある。そのためにも法人全体としての中期計画の策定を検討していく必要がある。

今後より一層教職員の危機意識の共有を図るため、直接的に理事等が教職員に事業報告や決算報告を行う機会を検討する必要がある。

<財的資源の特記事項>

特になし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

<現状>

理事長は、学長を兼務し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、学園の発展に向けて努力している。

理事長は、短期大学の学長を平成5年より務め、平成8年より理事長職にあることから、建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解している。また、理事長は、新潟県副知事、新潟県教育委員長等を歴任し、教育行政にも深い見識を有しており、高等学校や地域との連携の重要性を認識している。これらの経歴・経験に裏づけされた理事長の言動は学園の発展に大きな影響を与えている。

寄附行為第11条に理事長は、この法人を代表しその業務を総理すると理事長の職務を規定している。また、改正私立学校法の規定に基づき代表権を有するとともに、学校法人新潟青陵学園組織規程第6条においても、理事長は理事会の決定した方針に基づき、学園業務を総括し且つ学園を代表すると規定している。このように理事長は学園の運営全般に亘ってリーダーシップを発揮する立場にある。さらに理事長は短期大学長を兼ねているため、大学の業務運営は迅速に行われる利点に恵まれている。

理事長は、学校法人新潟青陵学園寄附行為第16条（理事会）の規定に基づいて理事会を開催している。

理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事長は、決算及び事業実績について、監事の監査を経て毎年度5月に開催する理事会において決議を得た後、評議員会に報告及び諮問を行っている。理事会及び評議員会の承認を得た決算及び事業の実績に係る書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書）は、公共性を有する法人としての説明責任を果たすため、私立学校法に基づいて本学ホームページに掲載して情報公開に努めている。

また、内部質保証に係る自己点検・評価及び認証評価については、理事長が短期大学部学長でもあることから、随時理事会に報告している。

理事長は、私立短期大学協会・私立大学協会等の役員として情報を収集し、理事会で

報告している。また、学内理事会で学内の情報収集を行い、常勤理事が理事会で報告している。

理事会は学校法人の最高意思決定機関であることを念頭に、短期大学の運営に関する法的責任があることを認識し、法人運営に携わっている。また、理事会は会議で新潟青陵大学短期大学の議論や報告等を通じて、理事の職務執行状況及び学校法人の運営状況を監督している。

理事会は、大学長・短期大学長及び高等学校長、評議員会において選出された理事及び学識経験者のうち理事会において選出された理事を以て組織している。理事定数は10人以上14人以内。理事の現在数は12人で、内部理事5人外部理事7人で構成している。理事の選任に当たっては学園関係者だけに偏ることなく、その期待する役割に応じて学外の有識者、企業経営者等幅広い人材によって構成されている。また、その選任は法規に則っており、不適格者もない。

寄附行為第10条（役員解任および退任）は、学校教育法第9条に掲げる自由の規程を準用している。

学校法人新潟青陵学園組織規程第2条に基づき理事長、大学長、短期大学部学長、高等学校長及び学園に勤務する理事の内部理事を構成員にしている学内理事会を毎週1回月曜に開催し、各校の近況報告及び理事長の諮問事項について意見交換を行っている。また、学園内の情報共有化を推進するため、学内評議員を加えた拡大版学内理事会を毎月1回第1月曜日に開催している。

<理事長のリーダーシップの課題>

内部質保証に係る自己点検・評価体制を確立するため、理事会への報告にとどまらず、今後、理事会も含めた自己点検・評価プロセスを構築していく必要がある。

法人運営に理事会が大きな責務を持っていることから、各理事の役割分担を明確化する必要がある。

<理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は理事長が兼務しているが、もとより学長は、私立学校法並びに学校法人新潟青陵学園寄附行為の規定により理事として法人の管理運営に直接かかわる立場にある。また、本学組織規程第2条第2項に「学長は、大学の学務を統括し、所属の教職員を指揮監督する。」と明記している。このように学長は法人の理事としての職務と、学校教育法第58条「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」に基づく学長の職務の両方を有している。まさに教学と経営の意思決定の重要な位置にある。

学長は、短期大学の学長を平成5年より務め、平成17年度～19年度には併設の新潟青陵大学の学長も兼務するなど、大学管理・運営に関する豊富な経験を有し、大学運営に対する優れた識見をもって、大学運営の最高責任者として優れたリーダーシップを発揮している。また、新潟県副知事、新潟県教育委員長等を歴任し、教育行政にも深い見識を有しており、日本私立短期大学協会理事、日本私立大学協会理事、日本全国大学実務教会副会長、日本衣料管理協会監事を務め、社会的活動を通して大学・短期大学の教育振興に努めている。

学長は「新潟青陵大学短期大学部学長選任規程」に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、「学則」及び「新潟青陵大学短期大学部教授会規程」に基づき教授会を開催し、短期大学の教育研究に関わる事項についての審議機関として適切に教授会を運営している。教授会は、8月を除く毎月第2木曜日に開催され、必要に応じて臨時教授会が開催されている。教授会は、助教以上の教員で構成され、課長補佐以上の事務職員がオブザーバーとして参加し、情報を共有している。教授会議事録は、事務局が適正に作成し保管している。

学習成果及び3つのポリシー（三つの方針）は、毎年学科会議・運営会議を経て教授会で確認及び審議・決定され、全教員がその内容を認識している。

平成25年度より、学長を補佐するために、学内の諸課題に対応し、短期大学部運営の円滑化を図ることを目的に、学長の指示のもとに教学の重要事項を執行し、学内外における学長の職務を補佐、学長に事故あるときは、学長の職務を代理・代行する副学長を設置している。

本学委員会規程に基づき、大学の運営管理に関する事項を審議するため運営会議を置き、基本方針並びに計画立案を行っている。運営会議は毎月第1木曜日に開催され、教育課程及び大学運営等に係る基本方針並びに計画立案の他に教授会付議事項の審議を行うなど調整機関としての機能を果たしている。構成員は、学長、副学長、人間総合学科長、幼児教育学科長、教務委員長、学生委員長、入学試験委員長、事務部長に加え、その他

必要な教職員としてキャリアセンター長が出席している。

また、本学委員会規程に基づき、大学の業務、教務及びその他の大学の運営に関して、必要な事項を調査、審議または処理するため、教務、学生、入学試験、自己点検・評価、FD、広報企画、学術研究、ハラスメント防止、図書館、キャリア、健康管理、情報化推進、ボランティアセンター運営、福祉系実習指導室運営及び学科附置の各委員会を設置している。委員会の委員長及び委員は教授会の議を経て学長が選任する規定となっている。なお、図書館委員会、キャリア委員会、健康管理委員会、情報化推進委員会、ボランティアセンター運営委員会、福祉系実習指導室運営委員会は、新潟青陵大学短期大学部組織規程に規定する業務組織に基づく委員会であると同時に、新潟青陵大学と新潟青陵大学短期大学部との附属機関である図書館、キャリアセンター、健康管理センター、国際コミュニケーションセンター、ボランティアセンター及び福祉系実習指導室の下部組織の委員会としても位置付けられている。各委員会は、規程に基づき適切に運営されている。

<学長のリーダーシップの課題>

特になし。

<学長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

<現状>

監事定数は寄附行為第5条で2人以上3人以内と定められ、現在、外部有識者2人を登用している。平成17年4月から私立学校法の改正を受けて、文部科学省が開催している監事研修会に毎年出席し、ガバナンスの強化を図っている。監事は、私立学校法第37条及び寄附行為第15条（監事の職務）に基づき、毎回の理事会・評議員会に出席するとともに、学校法人の業務と財産の状況について、理事会及び評議員会の議事録、総勘定元帳等の会計帳簿及び契約書等の証拠書類の確認と必要に応じた学校法人の各関係者と意見交換を行い、その状況について適宜理事会で意見報告を行っている。また、本法人では、監査法人による外部監査を毎年度実施しており、監事は期末監査終了時に監査法人である公認会計士より会計監査内容の報告を受ける等、連携した体制を取っている。これらの監査結果を踏まえて、監事は当該会計年度終了後2か月以内に監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出しており、監事の業務は適切に行われている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員
の諮問機関として適切に運営している。]

<現状>

評議員定数は寄附行為第19条で28人以上32人以内と定められ、29人が在任している。

評議員会は、理事定数（10人以上14人以内）の2倍を超える数の評議員数をもって組織している。

29人の評議員は、本学の教職員9人(定数8～9人)、25歳以上の卒業生6人(定数6～7人)、在学生の保護者6人(定数6～7人)及び学識経験者8人(定数8～9人)となっている。評議員会は、寄附行為の規定により開催運営しており、議長は、会議のつど評議員のうちから評議員会において選出することとなっている。私立学校法第42条に規定されている事項については、学校法人新潟青陵学園寄附行為第21条（諮問事項）により理事長があらかじめ評議員の意見を聞き、その後理事会で議決している。また、理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めることとなっている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<現状>

教育情報は、本学ホームページのトップページに「公開情報」のページに直接行くことのできるリンクを設置し、第三者が閲覧しやすいようにしている。また、公開情報ページにおいて、「教育情報(学校教育法施行規則第172条の2関係)に関わる情報の公開」と題し、本法令の各細目別（第1項1号関係～同項目9号関係および第2項関係）に適切に情報公開を行っている。情報の起算日は毎年5月1日付けとし、毎年9月末日までに公開している。なお、その掲載資料は全て根拠資料として印刷し、適切に保管している。財務情報は、①前年度の収支計算書、②前年度末の貸借対照表、③前年度末の財産目録、④前年度の事業報告書、⑤前年度の決算に対する監事の監査報告書毎年5月末日までにホームページ上にて公開し、その掲載資料は全て印刷し、適切に保管している。

また、積極的な情報公開の観点から、本学および併設の新潟青陵大学の情報を定期的に直接学内教職員、在学生とその保護者、受験生、実習施設等に届けるため、広報誌「新潟青陵ニュース」を年3回発行していることに加え、1年間の教育研究活動及び財務状況を分かりやすくまとめた「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部YEARBOOK」を毎年制作し、上記新潟青陵ニュース配布先に加えて、高等学校教員及び採用企業にも配布している。

<ガバナンスの課題>

特になし

<ガバナンスの特記事項>

特になし